

1-3 労働者性が問題となる例



(最高裁) 嘱託契約、証券会社の外務員、備車運転者、楽団員  
(下級審) 筆耕従事者、売店販売員、

形式的な請負契約による従事者

手間受け従事者

委任 (生命保険の外務員、ガス料金の委託集金人、電力会社の委託検針員、)

共同経営

賃加工

自営業

俳優及び技術スタッフ

在宅勤務

会社の重役

学生

インターンシップ

技能実習生

労働組合の専従職員